

## 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

### 令和5年 令和5年 (2023年) **3**月**13**日(月) R

No. 15853 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

#### 目 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

# 主要判決全文紹介

≪知的財産高等裁判所≫

# 審決取消請求事件

(「耕耘爪 | 発明 - 審決取消請求事件) [上](全2回)

- 令和4年(行ケ)第10027号、令和4年12月22日判決言渡ー

# 1. 事案の概要

- (1) 被告は、名称を「耕耘爪」とする発明に係る特許(特許第6664439号)の特許権者である。本件特許は、 平成25年10月18日を出願日とする特願2013-217312号(原出願)の一部を平成30年6月27日に分割出願し た特願2018-122389号に係るものであり、出願人である被告は、令和元年7月2日に拒絶理由通知を受け、 同年8月20日に手続補正書を提出して特許請求の範囲を補正し、令和2年2月20日、設定登録を受けた。
- (2) 原告は、令和2年10月12日、特許庁に本件特許の請求項1ないし5に係る発明の特許につき無効 審判請求をし、特許庁は上記請求を無効2020-800102号事件として審理した。特許庁は、令和4年

弁理士法人

知的財産の戦略強化を図ります®

国際特許事

光 芳 加奈子 理 士 服 部 矢安 代 パートナー補 弁 理 士 相談役弁理  $\pm$ 藤 徹 弁 理 士 加 藤 圭 理 士 幸 治 谷 村 弁 理 士 田 新 也 弁 中 理 士 弘

佐久間 副所長弁 理  $\pm$ 卓 男 相談役弁 理 士 福  $\blacksquare$ 鉄 直矢真紀子 太 H 理 十 理 士 西 脇 朋 弁 理 士 朝 出 弁 理 士 原

米国パテントアトーニ ディアマンティス・アレキサンドロス

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内) FAX (052) 221-1239

TEL 名古屋(052)221-6141 URL http://www.okada-patent.gr.jp